

議案第 85 号

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例を別紙のとおり整備する。

平成 27 年 11 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(亀山市情報公開条例の一部改正)

第1条 亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「固定資産評価審査委員会」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(亀山市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 亀山市個人情報保護条例(平成17年亀山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(亀山市防災会議条例の一部改正)

第3条 亀山市防災会議条例(平成17年亀山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 病院事業管理者

(亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年亀山市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改める。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成17年亀山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表旅費の額の欄中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改め、「及び医療センター院長」を削る。

(亀山市職員給与条例の一部改正)

第6条 亀山市職員給与条例(平成17年亀山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

給料表は、別表のとおりとする。

第6条第2項中「行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその」を「給料表における」に改め、「もの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める」を削る。

第8条第1項中「その者に適用される」を削る。

第26条第3項を削る。

第41条第1項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては3万円、」を削り、「7,200円」を「、7,200円」に改める。

第44条第5項中「第4条第1項第1号に規定する行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその」を「給料表における」に、「もの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」を「職員」に改める。

第49条第4号及び第5号を削る。

第50条第1項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「前項第1号から第4号までの」を「前項各号に掲げる」に改め、「、前項第5号の特殊勤務手当は、その月分をその月の給料の支給日に」を削る。

附則第11項中「次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その」を「給料表における」に、「次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者」

を「6級以上である職員（再任用職員を除く。）」に改め、同項の表を削る。

別表第2から別表第4までを削り、別表第1備考中「他の給料表の適用を受けないすべて」を「第11条に規定する職員以外」に改め、ただし書を削り、同表を別表とする。

（亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第7条 亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改める。

別表中 「市長、副市長及び教育長」 を 「市長、副市長、教育長及び病院事業管理者」

に、 「消防長及び医療センター院長」 を 「消防長」 に改め

る。

（亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年亀山市条例第137号）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条中「企業職員」を「水道事業企業職員及び工業用水道事業企業職員（以下「水道事業等企業職員」という。）」に改める。

第2条中「企業職員」を「水道事業等企業職員」に改める。

(亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第 9 条 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例 (平成 1 7 年
亀山市条例第 1 4 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「市長」を「病院事業管理者 (以下「管理者」
という。) 」に改め、同条第 3 項中「市長」を「管理者」に改め
る。

第 4 条及び第 5 条中「市長」を「管理者」に改める。

別表の 1 特別な設備及び器具の使用に係るものの項中「市長」
を「管理者」に改める。

(亀山市消防団条例の一部改正)

第 1 0 条 亀山市消防団条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 1 4 8 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 3 項中「及び医療センター院長」を削る。

(亀山市まちづくり基本条例の一部改正)

第 1 1 条 亀山市まちづくり基本条例 (平成 2 2 年亀山市条例第 1
号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、病院事
業管理者」を加える。

(亀山市の私債権の管理に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 亀山市の私債権の管理に関する条例 (平成 2 4 年亀山市
条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「市長」を「市長等」に改め、同条中「市長」
の次に「及び病院事業管理者 (以下「市長等」という。) 」を加
える。

第 5 条から第 7 条までの規定及び第 8 条第 1 項中「市長」を
「市長等」に改める。

第 8 条第 2 項「市長は、」の次に「市長等が」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(亀山市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、この条例による改正後の亀山市防災会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。